

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

## 山田町教育大綱

令和3年3月

岩手県山田町

### 1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この法の趣旨や近年の教育行政と一般行政との関わりを踏まえ、山田町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に、法第1条の3第1項の規定に基づき、教育大綱を策定します。

### 2 大綱と総合計画等との関係

(1) この大綱は、町政運営の最も基本となる計画である山田町総合計画（第9次長期計画）（以下「町総合計画」という。）においてまちづくりの目標として掲げた『個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町』の実現に向けた子育て・教育・文化・スポーツ等の施策展開の方向を受けています。

(2) この大綱は、現行の取り組みを踏まえた上で、各種計画との整合を図り、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、地域特性や実情を反映し、策定します。

### 3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、町総合計画基本計画の期間と合わせることであります。

町総合計画後期基本計画は、令和3年度から7年度までの5年間とされていることから、当大綱の期間も同様の期間とします。

各種計画と教育大綱期間の関係

	平成（年度）				令和（年度）																	
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
町総合計画	第9次山田町総合計画										第10次山田町総合計画											
	第9次前期基本計画					第9次後期基本計画					第10次前期基本計画					第10次後期基本計画						
教育大綱	期間：令和3～7年度の5年間 町総合計画と整合				→	第1期教育大綱					第2期教育大綱					第3期教育大綱						
町教育振興計画	第10次町教育振興計画					第11次町教育振興計画					第12次町教育振興計画					第13次町教育振興計画						

#### 4 基本理念

### 創り育む まちとひと

～ ひとがまちを創り まちがひとを育む ～

#### 5 基本目標

- (1) 生きる力を育む「ひとづくり」
- (2) 夢と希望にあふれる「学校づくり」
- (3) 豊かな心と生きがいに満ちた「まちづくり」

#### 6 施策展開

基本目標の達成に向けた施策の展開については、以下のとおりとし、具体的取り組みは、町総合計画及び町教育振興計画の取り組みを推進するものとします。

- (1) 健やかで心温まる地域づくり
  - ① 生涯健康で暮らせるまちづくりの推進
  - ② とともに支えとともに生きる地域福祉の実現
  - ③ 地域全体で子育てを支援する社会の形成
  - ④ 住民主体のまちづくりの推進
  
- (2) 個性豊かな力強い人材の育成
  - ① 心豊かでたくましく生きるひとづくりの推進
  - ② 一人ひとりが社会に参画する交流機会の創出